

議会だより

第51号

文教厚生委員会視察

きのみの森こども園

太陽の光が入り明るいこども園でした。机の角を丸くしてあったりと安全面も充分に配慮されていました。

町立こども園を建設するときに、参考になると思います。

園長さんは、桂川町にはよくしていただいていますと言われていました。

課題としては、保育士、それも若い保育士の採用がきびしいと言われていました。町としてさるなる手立てが必要と思われます。



桂川東小学校

中庭ではこどもたちが楽しそうに遊んでいました。廊下も広く開放感があります。

しかし、建設して38年が経ちます。雨漏りの影響で、壁が汚れています。修繕は行っているのですが、老朽化に追いつかない状況です。

学校建設を進める必要があります。



一般質問（6月定例会）



吉川紀代子議員

高齢者への補聴器助成について

問 取り組みの進捗状況は。

答（健康福祉課長） 助成を行っている自治体の対象者や助成内容を調査している。

問 県内で補聴器助成をしている自治体数は。

答（健康福祉課長） 5自治体。

問 補聴器助成制度導入の用途は。

答（健康福祉課長） 制度設計ができ次第、実施できるように努める。

高齢者の移動権利について

問 本町の高齢化率は。

答（健康福祉課長） 36・3％。

問 移動手段調査の有無は。

答（健康福祉課長） していない。

問 高齢者にタクシー料金の助成を。

答（企画財政課長） 「実施主体」「制度・設備」「予算」を整えて実施に向け努力する。

独身税と子ども・子育て支援金制度について

問 「独身税」ともいわれる子ども・子育て支援金制度について説明を。

答（保険環境課長） 一般的に「独身税」とは子ども・子育て支援金を指すもので、子育て世帯には恩恵があり、独身者は負担になることからSNS等で呼ばれているもの。

「子ども・子育て支援金制度」は少子化・人口減少の状況打開の財源確保のために新たに創設され、令和8年4月1日施行。

問 徴収方法は。

答（保険環境課長） 医療保険料と併せて徴収。

問 金額に違いは。

答（保険環境課長） 国保や後期高齢者医療・協会けんぽ・健保組合・共済組合など、それぞれの医療保険者で違いが出る。

問 通達はいつ。

答（保険環境課長） 令和6年6月12日、こども家庭庁より。

問 町民への周知は。

答（保険環境課長） 広報やホームページなどを予定。

問 町長の見解は。

答（町長） 経済的な面からの必要性和精神的な支えが求められている。

学校給食費の無償化と公会計化について

問 徴収金の種類は。

答（学校教育課長） 学校給食費・教材費・PTA会費。

問 学校給食費の徴収・管理業務は。

答（学校教育課長） 学校に納付された給食費は校納金として給食調理場へ。

問 学校給食費の公会計化の実施は。

答（学校教育課長） 状況を見ながらシステム業者と協議を行い検討する。

問 「重点支援地方交付金」の残高は。

答（企画財政課長） 交付限度額全額を令和7年度当初予算に計上し、残高は無し。

意見 前回、町長は段階的に無償化を進めると言われたが、完全給食費無償化を進めて欲しい。

※文字数制限のため「孤立死・孤独死」「大將陣横産業廃棄物処理施設建設」「新ごみ処理施設建設」は未掲載



大塚和佳議員

認定こども園建設について

問 進入・退出道路の状況は。

答 (町長) 送迎を含めた道路の安全性を検討する。

桂川町の10年後の計画について

問 各学校の建設経過年数は。

答 (学校教育課長) 桂小48年・東小37年・桂中45年。

問 学校建設の検討はしないのか。

答 (町長) 考えていない。

問 水道施設更新等(利用料金改定を含む)の考えは。

答 (町長) 全体的に安定しているの、考えていない。

ごみ処理施設建設について

問 地域振興策の温浴施設(建設費21億円)を最終的に要望したのは桂川町か。または、九郎丸区か。

答 (町長) 桂川町。

カスハラ条例やハラスメント条例(首長や議員等)について

問 実態把握と今後の取り組みは。

答 (総務課長) 今後の状況で検討する。

答 (町長) 人権教育啓発の観点からも、制度の導入と同時に啓発活動や相談窓口等の設定が必要。

防災について

問 今年度の役場職員の図上訓練は。

答 (総務課長) 検討していない。

問 一階の各課での取り組みは。

答 (総務課長) 個人で「桂川町水防計画書」を理解して、課・係・職員自身の役割について考え、課全体の中で役割の理解・確認・共有を深めている。

問 地震や水害等の初動対応訓練は。

答 (総務課長) 地震については、繰り返し周知により、初動行動の理解・浸透を図っている。

水害については、いざという時にそれぞれの配備体制がとれるよう、各職員にメールで初動等の意識付けを行っている。

問 4月15日に王塚古墳館で火災が発生したが、その後の役場での避難訓練は。

答 (総務課長) 実施に向けて、飯塚消防署桂川分署と協議している。

問 AEDの研修は。

答 (総務課長) 複数年かけて、職員全員がAEDや普通救命を習得するように計画していく。

問 「災害用井戸・湧水」の調査について。

答 (町長) 実施しない。

問 吉隈橋下流の土砂浚渫(しゅんせつ)を県へ要望しては。

答 (町長) 浚渫は大事だと思う

ているので、絶えず要請をしている。



杉村明彦議員

带状疱疹ワクチンの定期接種化について

問 ワクチンの定期接種化(B類)とは。

答 (健康福祉課長) B類疾病は、個人の発病、または重症化の予防に重点を置き、本人が希望する場合に実施される。

带状疱疹ワクチン定期接種の対象者は、

- ・65歳を迎える人
- ・60〜64歳で対象となる人(※1)
- ・2025年度から2029年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70・75・80・85・90・95・100歳(※2)となる人。

※1…ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとん

ど不可能な人。

※2・100歳以上については、2025年度に限り全員対象。

問 国・県の補助は。

答 (健康福祉課長) 定期接種化されることで、国・県等の補助金等はないが、地方交付税に算定される。

問 带状疱疹は50歳以上で急激に発症リスクが高まるといわれている。原因は免疫力の低下やストレスによるもの。この年齢は管理職など社会的責任に伴い過剰なストレスがかかる年代でもある。

定期接種化により、65歳以上は公費で接種費用の補助を受けられるようになるが、50歳から64歳は引き続き任意接種で、高額な自己負担が必要。支援についての町長の考えは。

答 (町長) 带状疱疹は、発症すれば痛みや皮疹が現れ、皮膚の症状が治った後も痛みが残るなど、日常生活に支障を来すことは承知している。

带状疱疹ワクチンの罹患者の
実情等について調査を試みたが、
課題があることも理解できる。
今後の検討課題として取り
組んでいきたい。



柴田正彦議員

学校建設について

問 桂川小学校は建って48年、桂川中学校は45年経過している。桂川東小学校も建って37年。その桂川東小学校も老朽化していることは、6月5日の本会議、文教厚生委員会の報告で述べた通り。

井上町長は、本心から、桂川町の小学校・中学校の建設は必要ないと考えられているのか。

答 (町長) 学校建設の必要性は本心から思っている。

問 そのための今後の計画は。

答 (町長) 具体的な計画は持っていない。

ごみの分別・削減について

問 ごみの分別・削減の必要性については一貫して述べてきた。3年3ヶ月前の回答で、前担当課長は「新たなごみ処理施設が供用開始するまでの期間に、構成市町の間での分別区分の統一に向けた検討・調整が必要である」と言われ、町長も「関係市町、もちろん県央(ふくおか県央環境広域施設組合)とも協議をしながら進めていきたい」と言われた。

町長は関係市町・県央に提起したのか。

答 (町長) 記憶があいまいなので、明確な回答は差し控える。

問 現在、ごみの分別・削減が行われないままに大型ごみ焼き場ができようとしている。進まなかった要因は。

答 (保険環境課長) 日程調整や分別・削減の方向性に時

間を要していたものと考えられる。

答 (町長) 飯塚市・嘉麻市・桂川町でごみ袋・料金などが違う。とりまとめているために時間を要する。

意見 3年3ヶ月前からしておけばいいこと。遅すぎる。

ごみの分別・削減を行えば、焼却場のつくりも変わってくるし、大型ごみ焼き場は必要なかった。費用も膨大なものにならなかった。ずさんである。だれが、どう責任をとるのか。

私は、焼却場建設に反対しているのではない。つくるなら、資源再生センターとして、将来に胸を張れるものをつくってきたい。

大型ごみ焼き場はSDGsにも反する。金と資源のロス。

※文字数制限のため他は未掲載





原中政廣議員

隣保館と連携した就労支援事業（福岡県支援）について

問 就労支援事業に対する桂川町の取り組みは。

答（社会教育課長） 桂川町の取り組みとして、「隣保館」は地域住民の生活向上と、人権擁護を目的とする福祉施設であり、福祉・労働・教育などの生活相談や、差別のない社会づくりのための事業を行っている。また、就労支援事業について、今後、「広報けいせん」等により、町民に広く周知したい。

「県央」の一般質問の在り方について

問 県央での井上町長の権限等については。

答（町長） 県央の規約において、関係市町の長として副組

合長に命ぜられている。また、職務権限は「組合長を補佐し、組合長に事故ある時、又は欠けた時は、あらかじめ組合長が定めた順序により副組合長がその職務を代理する。」となっている。

問 議会運営委員会に質問書として4項目にわたり質問したが、その回答内容を井上町長は確認されているのか。

答（町長） 趣旨として、実務提要に記されている内容を再確認した。

問 負担金・起債等に係る質問の決定（実務提要）では質問できるとあるが。

答（町長） 実務提要には、「問題」と「決定」と言う形式で、質問に答える表記がされているが、この基本は、地方自治法にある。つまり、地方自治法第147条（長の統轄代表権）において「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」とある。このことは他の独立の執行機関の権限には及び得ないとい

うことである。

県央は、県知事の許可を得た特別地方公共団体であり、行政主体として事務を執行する権能を有している。

よって、実務提要にある「負担金の観点」から可能とあるが、本文の解釈からして、負担金についても「構成市町の事務に係わる」ことに制限されると考える。つまり、構成市町の事務に係わる部分についてのみ質問できるということ（例えば、予算の計上や支出に係わる事務処理など）。

議会ライブ配信を始めました！

6月議会から、Youtube（ユーチューブ）で本会議のライブ配信（生放送）を始めました。ご覧になる場合は、次のとおりです。

桂川町ホームページ
↓
桂川町議会 議会中継
↓
ライブ中継桂川町議会
インターネットライブ中継

つぶやき

未来はAI議員が

最近話題の生成AI（Chat GPT）ちょっと使ってみたら驚きの連続！文章を書いたり、画像を作ったり、会話の相手までしてくれるなんて、まるで未来の世界。

便利だけど、なんでも鵜呑みにせず、うまく使いこなすのが大事です。新しい技術とうまく付き合って、毎日をちょっと楽しく、ちよつと効率よく。

議会の一般質問の準備でもお世話になりますし、難しい資料を読みやすくしてくれたり、質問の骨子を整理してくれたり…まるで秘書がいるみたいな気分。でもさすがに「この内容で一般質問の通告書いけますか？」って聞いたら、「議会事務局にご確認を」と返されました。正論すぎるぞ、AI。

ちなみにこの秘書は男性か女性か…もちろん女性です、名前はAI（あい）なので。

杉村明彦

 6月定例会 議案等の審査結果 		○：賛成 ●：反対 欠：欠席											
		結 果	林 英 明	下 川 康 弘	柴 田 正 彦	杉 村 明 彦	大 塚 和 佳	吉 川 紀 代 子	北 原 裕 丈	竹 本 慶 吉	原 中 政 廣	青 柳 久 善	
件 名													
同意第 2 号	桂川町監査委員の選任について	同 意		無 記 名 投 票									
同意第 3 号	桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同 意		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
承認第 3 号	桂川町税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認		○	○	○	○	●	○	○	○	○	
承認第 4 号	桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認		○	○	○	○	●	○	○	○	○	
承認第 5 号	令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）について	承 認		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
承認第 6 号	令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）について	承 認		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
承認第 7 号	令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）について	承 認		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
承認第 8 号	令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について	承 認		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
承認第 9 号	令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について	承 認		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
承認第 10 号	令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）について	承 認		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第 21 号	桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決		○	○	○	○	●	○	○	○	○	
議案第 22 号	桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可 決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第 23 号	令和7年度桂川町一般会計補正予算（第1号）について	可 決		○	○	○	○	●	○	○	○	○	
議案第 24 号	令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	可 決		○	○	○	○	●	○	○	○	○	
議案第 25 号	令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	可 決		○	○	○	○	●	○	○	○	○	
意見書案第 1 号	再審法改正を求める意見書（案）について	可 決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
意見書案第 2 号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた論議進め、民法改正を行うことを求める意見書（案）について	可 決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

（報告事案）

報告第1号	令和6年度桂川町一般会計継続費繰越計算書について
報告第2号	令和6年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○6月定例会の様子は桂川町HP『議会』で、ご覧になれます。

○9月定例会予定 9月2日～9月19日（一般質問は9月18・19日）